

答弁書第二二四号

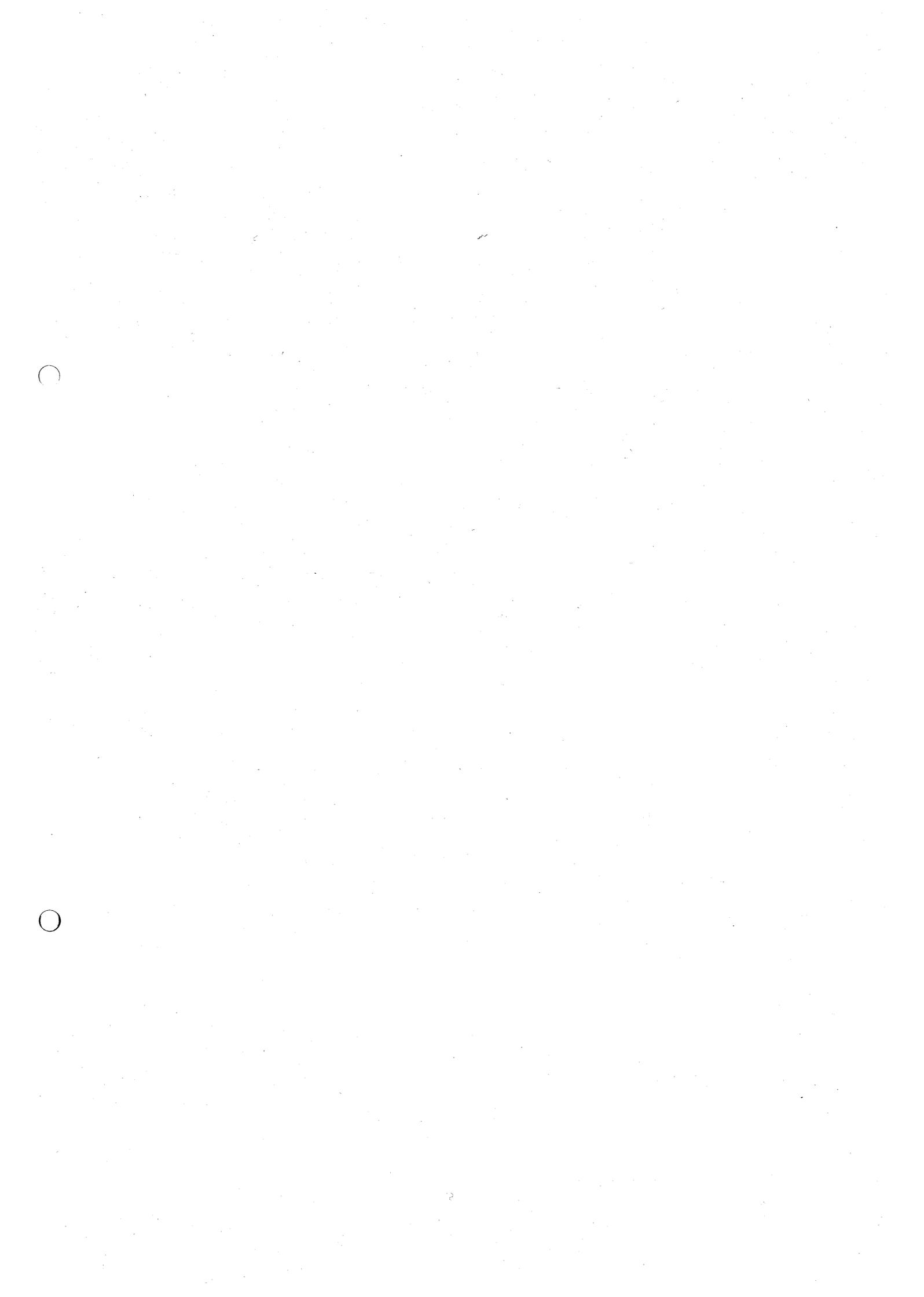
内閣参質一九六第二二四号

平成三十年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員藤末健三君提出学校法人城西大学で起きた「官製クーデター」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出学校法人城西大学で起きた「官製クーデター」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「自ら調査せず、学校法人に問い合わせるだけでは、同法の目的を達成できないのではないか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、平成二十九年三月二十九日付けで、学校法人城西大学の当時の監事（以下「前監事」という。）から、同法人の業務に関し法令又は寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した旨の報告等を受けたため、同年四月二十六日付けで、同法人に対し、当該報告において法令又は寄附行為に違反するおそれが強いとされている事項について事実関係、同法人の認識及び今後の対応等を回答するよう求めたところ、同年七月二十七日付けで、同法人から、前監事の指摘は当たらない旨等の説明がなされた回答を受けた。その上で、当該回答については、同法人からの説明等により、新監事も出席した理事会においてその概要が説明されて承認されたと承知している。

これらを踏まえ、同省においては、現時点において、更なる調査及び指導等の必要はないものと考えて

いる。

いずれにせよ、同省においては、御指摘の「城西国際大学客員教授らに対する雇い止め事案」等が係争中であることを承知しており、同法人に対し、学生及び教職員が安心できるようにするために法人運営が円滑なものとなるよう努力することを求めているところである。